

○豊島区災害対策本部条例施行規則

平成2年12月28日

規則第49号

豊島区災害対策本部条例施行規則（昭和40年豊島区規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、豊島区災害対策本部条例（昭和38年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第4条の規定に基づき、豊島区災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（本部長室の構成）

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 危機管理監（以下「管理監」という。）
- (4) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（平28規則62・一部改正）

（副本部長）

第3条 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職にある者をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成26年豊島区規則第39号）の定めるところによる。

（平19規則38・平26規則40・一部改正）

（本部員）

第4条 本部員は、豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則第2号）第8条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長（管理監を除く。）、池袋保健所長、児童相談所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、政策経営部広報課長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長及び総務部男女平等推進センター所長の職にある者をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

(平4規則31・平7規則26・平8規則47・平9規則37・平12規則82・平13規則20・
平14規則18・平16規則17・平18規則14・平19規則38・平25規則47・平27規則42・
平28規則62・令6規則21・一部改正)

(本部長室の所掌事務)

第5条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- (3) 避難の指示等に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 都知事に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (6) 都及び他区との相互応援並びに公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(平8規則47・令6規則21・一部改正)

(部の組織)

第6条 部の組織は、別表第1のとおりとする。

(職の設置)

第7条 部に部長補佐、課(室)に課(室)長及び課(室)長補佐、地域本部に地域本部長及び地域本部長補佐、班に班長及び班長補佐をそれぞれ置く。

(平30規則11・全改)

(部長等の任命)

第8条 部長及び部長補佐は、第4条に掲げる者の中から本部長が任命する。

- 2 前項に規定するほか、各部に属すべき職員は、配備態勢に応じて、あらかじめ区長が指名した者の名簿により、本部長がこれを任命する。

(平8規則47・平19規則38・一部改正)

(部長等の職責)

第9条 部長は、本部長及び副本部長の命を受け、部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 部長補佐は、本部長及び副本部長の命を受け、部の事務について部長を補佐する。

(課長等の職責)

第10条 課（室）長（地域本部長を含む。以下同じ。）は、上司の命を受け、課の事務（地域本部の事務を含む。以下同じ。）をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐（地域本部長補佐を含む。）は、上司の命を受け、課の事務について課（室）長を補佐する。

（平8規則47・平30規則11・一部改正）

（班長等の職責）

第11条 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

2 班長補佐は、上司の命を受け、班の事務について班長を補佐する。

（その他の職員の職責）

第12条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（部の分掌事務）

第13条 部の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 地域防災部に属する各地域本部の編成及び位置は、別表第3のとおりとする。

（平8規則47・平27規則42・一部改正）

（補則）

第14条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月31日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月30日規則第31号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月8日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第47号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第37号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第46号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第82号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第20号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第18号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第38号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第47号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第42号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区災害対策本部条例施行規則の規定は、平成28年1月1日から適用する。

附 則（平成30年3月14日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第21号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月21日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区災害対策本部条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

(平27規則42・全改、平28規則62・平30規則11・令6規則21・令6規則55・一部改正)

部	課及び地域本部	班
指令情報部	指令情報課	指令情報班
		通信班
		駅対策班
		受援計画班
災対総務部	庶務課	庶務班
		庁舎管理班
		調達班
		輸送班
		議会班
		男女平等推進班
災対総務部	営繕課	管理班 営繕班
	職員課	職員班 人的受援調整班
企画広報部	企画財政課	企画班
		財政班
	情報システム保全課	情報システム保全班
	広報課	広報班
		広聴班
震災復興本部準備室	復興準備班	
地域防災部	管理課	庶務班
		調整班
	補助救援センター課	庶務班 施設保全・避難所班
地域防災部	第1地域本部	庶務班
		救援センター 清和小学校
		救援センター 西巣鴨小学校
		救援センター 朝日小学校

	救援センター 巣鴨北中学校
第2地域本部	庶務班 救援センター 豊成小学校 救援センター 朋有小学校 救援センター 池袋第一小学校
第3地域本部	庶務班 救援センター みらい館大明 救援センター 池袋小学校 救援センター 池袋第三小学校 救援センター 西池袋中学校
第4地域本部	庶務班 救援センター 南池袋小学校
第5地域本部	庶務班 救援センター 高南小学校 救援センター 千登世橋中学校 救援センター 目白小学校
第6地域本部	庶務班 救援センター 長崎小学校 救援センター 富士見台小学校 救援センター 旧真和中学校
第7地域本部	庶務班 救援センター 椎名町小学校 救援センター 南長崎スポーツ公園
第8地域本部	庶務班 救援センター 千早小学校 救援センター 豊島体育館 救援センター さくら小学校 救援センター 明豊中学校 救援センター 西部区民事務所
第9地域本部	庶務班 救援センター 要小学校

		救援センター 高松小学校 救援センター 千川中学校
	第10地域本部	庶務班 救援センター 仰高小学校 救援センター 駒込小学校 救援センター 駒込中学校
	第11地域本部	庶務班 救援センター 旧文成小学校 救援センター 池袋本町小学校・池袋中学校
	第12地域本部	庶務班 救援センター 巣鴨小学校 救援センター 西巣鴨中学校
災対環境清掃部	管理課	管理班
	作業課	作業班 車両班
災対福祉部	管理・ボランティア課	庶務班 ボランティア班
	要援護者対策課	要援護者対策班 安否確認・避難支援班
	福祉救援センター課	福祉救援センター班
災対衛生部	管理課	庶務班 医療連絡班 支援班
	生活衛生課	生活衛生班 衛生指導班 医薬指導班
	健康推進課	保健予防班 保健活動班
災対土木部	管理課	庶務班 調査班

	工事課	管理班 工事班
災対都市整備部	都市計画課	都市計画班
	建築住宅課	住宅班 建築班
教育部	管理課	庶務班 施設保全班
	指導課	指導班
	学校班 幼稚園班	
出納部	出納課	庶務班 出納班 用品班

別表第2（第13条第1項関係）

（平27規則42・全改、平30規則11・令6規則21・令6規則55・一部改正）

部	課及び地域本部	班	分掌事務
指令情報部	指令情報課	指令情報班	(1) 本部の指令、要請及び通報に関する こと。 (2) 都災害対策本部及び関係防災機関 との連絡に関すること。 (3) 本部長室及び他の部との連絡に関 すること。 (4) 各部に対する情報の連絡に関する こと。 (5) 被害状況の集約及び資料作成並び に報告に関すること。 (6) 応急措置状況の資料作成及び報告 に関すること。 (7) 本部通信情報の総括に関すること。 (8) 救助物資及び応急資器材の輸送に 関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> (9) 応急給水活動に関すること。 (10) 災害応急復旧の調整に関すること。 (11) 備蓄倉庫の管理に関すること。 (12) 庁用車の管理に関すること。 (13) 災害対策に必要な車両等の調達に関すること。
		通信班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線の統制に関すること。 (2) 本部長室の通信事務に関すること。 (3) 各部情報の収集（着信）に関すること。
		駅対策班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関、事業者等との連絡調整に関すること。 (2) 現地連絡調整所及び情報提供ステーションの開設・運営に関すること。 (3) 帰宅困難者等の一時収容及び帰宅支援に関すること。
		受援計画班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各部局の要請案等の取りまとめに関すること。 (2) 区全体の要請案等の作成に関すること。 (3) 物的支援に伴う、東京都災害対策本部等との連絡・調整に関すること。
災対総務部	庶務課	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部長室の庶務及び他の部との連絡調整に関すること。 (2) 義援金品の受領及び配分計画に関すること。 (3) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 (4) 遺体収容所の開設・運営に関するこ

		と。 (5) 遺骨遺留品保管所の開設・運営に関する こと。 (6) 部及び課内の連絡調整に関するこ と。 (7) 部内の予算、決算及び経理に関する こと。 (8) 他の部、部内他の課及び課内他の班 に属しないこと。
	庁舎管理班	(1) 庁舎等の保全管理の統括に関する こと。 (2) 庁舎等公共施設の応急整備及び営 繕への協力に関すること。
	調達班	(1) 災害対策に必要な物資の調達及び 工事契約に関すること。 (2) 災害対策に必要な物品等の検査に 関すること。
	議会班	(1) 区議会との連絡その他渉外事務に 関すること。
	男女平等推進 班	(1) 女性や多様な性的自認・性的指向等 に配慮した災害対策の総合調整に関 すること。
営繕課	管理班	(1) 課内の調整連絡に関すること。 (2) 課内他の班に属しないこと。 (3) 資器材の調達及び補給に関するこ と。
	営繕班	(1) 救援センター、補助・福祉救援セン ター等の応急整備及び営繕に関する こと。 (2) 庁舎等公共施設の応急整備及び営 繕に関すること。

			(3) 区営住宅（区管理住宅）等の応急整備及び営繕に関すること。
職員課	職員班		(1) 職員の動員、サービス、給与、給食、医療及び被服に関すること。 (2) 職員の参集状況及び職員並びにその家族の被災状況の掌握に関すること。 (3) 災害時における職員の派遣に関すること。 (4) 労務者の調達及び供給に関すること。 (5) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。
		人的受援調整班	(1) 他自治体等からの人的支援受入れに関すること。 (2) 人的支援に伴う、東京都災害対策本部等との連絡・調整に関すること。
企画広報部	企画財政課	企画班	(1) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (2) 災害の写真等による記録に関すること。 (3) 部内の連絡調整に関すること。 (4) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (5) 部内他の課に属しないこと。
		財政班	(1) 災害対策予算に関すること。
	情報システム保全課	情報システム保全班	(1) 情報システムの保全及び復旧に関すること。
	広報課	広報班	(1) 災害広報に関すること。 (2) 報道機関との連絡に関すること。 (3) 課内の連絡調整に関すること。

			(4) 課内他の班に属しないこと。
		広聴班	(1) 被災者等の相談及び苦情処理に関すること。 (2) 相談所の開設に関すること。
	震災復興本部準備室	復興準備班	(1) 震災復興本部の準備に関すること。
地域防災部	管理課	庶務班	(1) 地域本部との連絡調整に関すること。 (2) 救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること。 (3) 地域防災組織及び民間協力組織との連絡調整に関すること。 (4) 住家等の被害認定に関すること。 (5) 被災証明書の発行に関すること。 (6) 被害状況の集約及び報告に関すること。 (7) 日本赤十字社との連絡に関すること。 (8) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (9) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (10) 地域本部の運営に係る他の部所属職員の応援要請に関すること。 (11) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (12) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (13) 部内他の課（地域本部を含む。）及び課内他の班に属しないこと。
		調整班	(1) 区民集会室施設の保全に関するこ

		と。 (2) 他の部及び部内他の課（地域本部を含む。）の施設保全状況の集約及び報告に関する事。 (3) 避難施設の増設準備及び管理運営の協力に関する事。
補助救援センター課	庶務班	(1) 課内の連絡調整に関する事。 (2) 補助救援センターの運営状況の集約及び報告に関する事。 (3) 課内他の班に属しない事。
	施設保全・避難所班	(1) 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関する事。 (2) 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関する事。 (3) 施設の保全管理及び応急修理に関する事。 (4) 補助救援センターの設営及び管理運営に関する事。 (5) 地域本部・救援センターとの連携・協力に関する事。
地域本部	庶務班	(1) 救援センター及び補助・福祉救援センターとの連絡調整に関する事。 (2) 所管区域内の被害状況の集約及び報告に関する事。 (3) 所管区域内の救援センターの運営状況の集約及び報告に関する事。 (4) 救援物資及び応急食料の集積管理に関する事。 (5) 住家等の被害認定に関する事。
	救援センター	(1) 所管区域内の被害状況の調査及び報告に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> (2) 救援センターの設営及び管理運営に関すること。 (3) 避難場所への避難に伴う避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること。 (4) 災害時要援護者の安否確認等に関すること。 (5) 医療救護活動への協力に関すること。 (6) 給食及び給水活動に関すること。 (7) 救援物資の配給に関すること。 (8) 地域防災組織等との協力に関すること。 (9) 消防活動への協力に関すること。 (10) 学校への協力に関すること。 (11) ミニ備蓄倉庫及び資器材格納庫の管理に関すること。
<p>災対環境清掃部</p>	<p>管理課</p>	<p>管理班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) し尿処理に関すること。 (2) 災害時排出されるごみに関すること。
	<p>作業課</p>	<p>作業班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関すること。
		<p>車両班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 清掃車両の管理運行に関すること。
<p>災対福祉部</p>	<p>管理・ボランティア課</p>	<p>庶務班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (2) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (3) 部内他の課及び課内他の班に属しないこと。
		<p>ボランティア班</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 災害ボランティアセンターとの連絡調整及び活動支援に関すること。 (3) ボランティアに関する他自治体との情報交換及び連絡調整に関すること。 (4) 民生委員との連絡に関すること。
要援護者対策課	要援護者対策班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者の把握に関すること。 (2) 高齢者総合相談センター及び安否確認事業者等との連絡調整に関すること。 (3) 災害時要援護者への措置に係る連絡調整に関すること。 (4) 災害時要援護者の避難生活支援に関すること。
	安否確認・避難支援班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援センターにおける災害時要援護者の把握及び報告に関すること。 (2) 救援センターにおける災害時要援護者の安否確認及び避難支援に係る応援に関すること。 (3) 災害時要援護者への措置に関すること。
福祉救援センター課	福祉救援センター班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関すること。 (2) 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 (3) 施設の保全管理及び応急修理に関すること。 (4) 福祉救援センターの設営及び管理運営に関すること。 (5) 地域本部・救援センターとの連携・

			協力に関すること。
災対衛生部	管理課	庶務班	(1) 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること。 (2) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (3) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (4) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (5) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (6) 部内他の課に属しないこと。
		医療連絡班	(1) 区災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 (2) 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関すること。 (3) 医療機関の状況の集約及び報告に関すること。 (4) 緊急医療救護所、後方医療施設との連絡調整に関すること。 (5) 応援医療救護班の受入れに関すること。
		支援班	(1) 医療救護及び保健衛生に係る広報に関すること。 (2) 公害健康被害者の救護に関すること。
	生活衛生課	生活衛生班	(1) 課内の連絡調整に関すること。 (2) 救援センターにおける同行避難動物の受け入れ収容に関すること。
		衛生指導班	(1) 救援センター等の居住衛生確保の

		<p>確認・指導に関すること。</p> <p>(2) 救援センター等の飲料水及び食品の衛生確保の確認指導に関すること。</p> <p>(3) 環境衛生営業施設の被災状況把握に関すること。</p> <p>(4) 冠水地域等の衛生確保の確認指導に関すること。</p> <p>(5) 食品衛生営業施設の被災状況把握に関すること。</p> <p>(6) 食品衛生協会との協力体制に関すること。</p>
	医薬指導班	<p>(1) 災害薬事センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 医薬品及び医療資器材の確保及び搬送に関すること。</p> <p>(3) 毒劇物を所有する施設の被災状況把握に関すること。</p> <p>(4) 診療所、薬局の被災状況把握に関すること。</p>
健康推進課	保健予防班	<p>(1) 課内の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 災害時関連疾患や感染症予防等の広報に関すること。</p> <p>(3) 課内他の班に属しないこと。</p>
	保健活動班	<p>(1) 救援センター等の巡回健康相談に関すること。</p> <p>(2) 在宅療養者への巡回健康相談及び療養継続支援に関すること。</p> <p>(3) 巡回精神保健相談チームの編成及び精神保健相談の実施に関すること。</p> <p>(4) 乳幼児や在宅療養者への栄養補給及び口腔衛生の支援に関すること。</p>

			(5) 感染症の拡大防止に関すること。
災対土木部	管理課	庶務班	(1) 資器材の調達及び補給に関すること。 (2) 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること。 (3) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (4) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (5) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (6) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (7) 部内他の課及び課内他の班に属しないこと。
		調査班	(1) 水防機関及び水防団体との連絡に関すること。 (2) 水防活動に必要な気象、水位、流量等の情報及び資料の収集に関すること。 (3) 土木施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 (4) 土木施設等の災害資料の作成に関すること。
	工事課	管理班	(1) 水防作業の指導及び備蓄水防資器材の管理に関すること。 (2) 道路、橋梁等の災害復旧計画に関すること。 (3) 公園、児童遊園等の災害復旧に関すること。 (4) 課内の連絡調整に関すること。

			(5) 課内他の班に属しないこと。
		工事班	(1) 道路、橋梁等の応急整備及び災害復旧に関すること。 (2) 公園、児童遊園等の応急整備及び災害復旧に関すること。 (3) 水防作業に関すること。 (4) 障害物、土砂等の除去に関すること。 (5) 遺体の収容、引渡し及び仮埋葬に関すること。 (6) 災害対策に必要な労務の供給に関すること。
災対都市整備部	都市計画課	都市計画班	(1) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (2) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (3) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (4) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (5) 部内他の課に属しないこと。 (6) 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること。 (7) 都市復興計画に関すること。
	建築住宅課	住宅班	(1) 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 (2) 応急仮設住宅の入居者の選定に関すること。 (3) 区営住宅（区管理住宅）等の管理に関すること。
		建築班	(1) 建築物、崖崩れ等災害復旧の技術指

			<p>導に関する事。</p> <p>(2) 住宅建築の相談及び苦情処理に関する事。</p> <p>(3) 被災住宅の応急修理の相談に関する事。</p> <p>(4) 被災建築物の応急危険度判定に関する事。</p> <p>(5) 住家等の被害認定に関する事。</p>
教育部	管理課	庶務班	<p>(1) 都、区教育委員会及び教育機関との連絡に関する事。</p> <p>(2) 被災児童生徒の教科書及び学用品の調達供給に関する事。</p> <p>(3) 被災児童生徒の給食及び保健衛生に関する事。</p> <p>(4) 本部長室及び他の部との連絡に関する事。</p> <p>(5) 部所属職員の動員及び部内指令に関する事。</p> <p>(6) 部及び課内の連絡調整に関する事。</p> <p>(7) 部内の予算、決算及び経理に関する事。</p> <p>(8) 部内他の課並びに学校班、幼稚園班及び課内他の班に属しない事。</p>
		施設保全班	<p>(1) 教育施設の保全管理に関する事。</p> <p>(2) 教育施設の災害応急復旧計画に関する事。</p> <p>(3) 教育施設の被害状況の集約及び報告に関する事。</p> <p>(4) 教育施設の応急整備及び営繕の協力に関する事。</p>

			(5) 施設利用者の避難誘導に関する こと。 (6) 地域本部への応援に関する こと。
	指導課	指導班	(1) 応急教育者の確保に関する こと。 (2) 応急教育実施の指導に関する こと。 (3) 児童生徒の応急指導対策に関する こと。 (4) 応急教育教材の対策に関する こと。
	学校班 各小中学校長 幼稚園班 各幼稚園長		(1) 児童、生徒及び園児の避難誘導及び 収容保護に関すること。 (2) 児童、生徒及び園児の保護者への引 渡しに関すること。 (3) 児童、生徒及び園児の被災状況調査 及び報告に関すること。 (4) 応急教育計画及び報告に関する こと。 (5) 施設の被災状況の調査及び報告に 関すること。 (6) 施設の保全管理に関する こと。 (7) 救援センター及び補助救援センタ ー（幼稚園）の設営及び管理の協 力に関する こと。
出納部	出納課	庶務班	(1) 災害対策に必要な収支命令の審査 及び執行に関する こと。 (2) 本部長室及び他の部との連絡に 関 すること。 (3) 部及び課内の連絡調整に関する こ と。 (4) 部内の予算、決算及び経理に関 する こと。 (5) 課内他の班に属しない こ と。

	出納班	(1) 災害対策に必要な現金の出納保管に関すること。
	用品班	(1) 災害対策に必要な物品等の出納保管に関すること。

別表第3 (第13条第2項関係)

(平27規則42・全改、平28規則62・平30規則11・令6規則21・一部改正)

地域本部	班及び救援センター	施設名	位置
第1地域本部	庶務班	清和小学校	東京都豊島区巣鴨三丁目14番1号
	救援センター	清和小学校	東京都豊島区巣鴨三丁目14番1号
		西巣鴨小学校	東京都豊島区西巣鴨一丁目27番1号
		朝日小学校	東京都豊島区巣鴨五丁目33番1号
	巣鴨北中学校	東京都豊島区西巣鴨三丁目17番1号	
第2地域本部	庶務班	朋有小学校	東京都豊島区東池袋四丁目40番1号
	救援センター	豊成小学校	東京都豊島区上池袋一丁目18番24号
		朋有小学校	東京都豊島区東池袋四丁目40番1号
	池袋第一小学校	東京都豊島区上池袋四丁目28番1号	
第3地域本部	庶務班	西池袋中学校	東京都豊島区西池袋四丁目7番1号
	救援センター	みらい館大明	東京都豊島区池袋三丁目30番8号
		池袋小学校	東京都豊島区池袋四丁目23番8号
		池袋第三小学校	東京都豊島区西池袋三丁目14番3号
	西池袋中学校	東京都豊島区西池袋四丁目7番1号	
第4地域本部	庶務班	南池袋小学校	東京都豊島区南池袋三丁目18番12号
	救援センター	南池袋小学校	東京都豊島区南池袋三丁目18番12号
第5地域本部	庶務班	目白小学校	東京都豊島区目白二丁目11番6号
	救援センター	高南小学校	東京都豊島区高田二丁目12番7号
		目白小学校	東京都豊島区目白二丁目11番6号
	千登世橋中学校	東京都豊島区目白一丁目1番1号	
第6地域本部	庶務班	長崎小学校	東京都豊島区長崎二丁目6番3号
	救援センター	長崎小学校	東京都豊島区長崎二丁目6番3号

		富士見台小学校 旧真和中学校	東京都豊島区南長崎一丁目10番5号 東京都豊島区目白五丁目24番12号
第7地域本部	庶務班	椎名町小学校	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号
	救援センター	椎名町小学校 南長崎スポーツ公園	東京都豊島区南長崎四丁目30番5号 東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
第8地域本部	庶務班	千早小学校	東京都豊島区千早三丁目33番5号
	救援センター	千早小学校	東京都豊島区千早三丁目33番5号
		豊島体育館	東京都豊島区要町三丁目47番8号
		さくら小学校	東京都豊島区长崎六丁目16番1号
	明豊中学校	東京都豊島区长崎五丁目31番29号	
	西部区民事務所	東京都豊島区千早二丁目39番16号	
第9地域本部	庶務班	高松小学校	東京都豊島区高松二丁目57番22号
	救援センター	要小学校	東京都豊島区要町二丁目3番20号
		高松小学校	東京都豊島区高松二丁目57番22号
	千川中学校	東京都豊島区高松一丁目9番21号	
第10地域本部	庶務班	駒込小学校	東京都豊島区駒込三丁目13番1号
	救援センター	仰高小学校	東京都豊島区駒込五丁目1番19号
		駒込小学校	東京都豊島区駒込三丁目13番1号
	駒込中学校	東京都豊島区駒込四丁目5番1号	
第11地域本部	庶務班	池袋本町小学校・池袋中学校	東京都豊島区池袋本町一丁目43番1号
	救援センター	旧文成小学校 池袋本町小学校・池袋中学校	東京都豊島区池袋本町四丁目36番1号 東京都豊島区池袋本町一丁目43番1号
第12地域本部	庶務班	巣鴨小学校	東京都豊島区南大塚一丁目24番10号
	救援センター	巣鴨小学校 西巣鴨中学校	東京都豊島区南大塚一丁目24番10号 東京都豊島区南大塚三丁目18番1号